

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に係る事務事業を  
実施する者の選定について

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
安心居住推進課

次のとおり、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に係る事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成25年3月27日～平成25年4月4日

<提案者及び審査結果>

提案者：1者（株式会社URリンケージ）

審査結果

要件	評価結果
(1) 事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画が、事務事業の的確な実施のために適切なものであること。	○
(2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。	○
(3) 事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力（建築工事費の積算等に関する知識を含む。）を有していること。	○
(4) 公平性及び中立性が高く、事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	○
(5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。	○
(6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。	○

補助事業対象者に求められている（1）～（6）の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、株式会社URリンケージを民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に係る事務事業を実施する者として選定した。